

第三十四回国会 衆議院 商工委員会議録 第十号

昭和三十五年三月一日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

- 委員長 中村 幸八君
- 理事大島 秀一君 理事小川 平二君
- 理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君
- 理事南 好雄君 理事田中 武夫君
- 理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君
- 岡本 茂君 鹿野 彦吉君
- 始関 伊平君 關谷 勝利君
- 田中 榮一君 濱田 正信君
- 板川 正吾君 小林 正美君
- 櫻井 奎夫君 八木 昇君
- 和田 博雄君 北條 秀一君
- 山下 榮二君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 内田 常雄君
- 通商産業政務次官 原田 憲君
- 通商産業事務官 松尾泰一郎君
- 通商産業事務官 (通商局長) 福井 政男君
- 通商産業事務官 (鉱山局長) 越田 清七君

委員外の出席者

- 専門員 越田 清七君

二月二十七日
委員中嶋英夫君辞任につき、その補欠として河野密君が議長の名指で委員に選任された。

同日
委員河野密君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君が議長の名指で委員に選任された。

二月二十六日
滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃

第一類第九号

商工委員會議録第十号

昭和三十五年三月一日

止する法律案(内閣提出第三二一号)
(参議院送付)
同月二十七日

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一七号)
同月二十九日
アジア経済研究所法案(内閣提出第八四号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第三二一号)
(参議院送付)
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一七号)
アジア経済研究所法案(内閣提出第八四号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案、アジア経済研究所法案、重油ボイラーの設置の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査に入ります。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律

(昭和二十五年法律第二百六号)は、廢止する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

滅失鉱業原簿の調製等が完了したため、滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廢止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アジア経済研究所法案

- 目次
- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 役員等(第十一条—第二十一条)
- 第三章 業務(第二十二—第二十三条)
- 第四章 財務及び會計(第二十三—第二十五条)
- 第五章 監督(第三十四—第三十五条)
- 第六章 雑則(第三十六—第三十八条)
- 第七章 罰則(第三十九—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 アジア経済研究所は、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もつてこれらの

地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(資本金)

第四条 研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2

政府は、研究所の設立に際し前項の一億円を出資するものとする。

3

研究所は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4

政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するとき、予算の範囲内において、研究所に出資することができる。

(持分の戻し等の禁止)

第五条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができる。

2

出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができない。

(定款)

第七条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員、参与及び會議に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 會計に關する事項
- 八 公告に關する事項
- 九 定款の変更に関する事項

2

定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第八条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2

前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九号 研究所でない者は、アジア経済研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十号 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十一号 研究所に、役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十二号 会長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び所長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長及び所長に事故あるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員任期)

第十三号 会長、所長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、会長が任命する。

(役員任期)

第十四号 会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、

二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員欠格事項)

第十五号 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- 二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(役員解任)

第十六号 通商産業大臣は、会長、所長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 通商産業大臣は、会長、所長若しくは監事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は会長、所長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、所長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

4 会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

5 会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

6 会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

7 会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

8 会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

第十七号 役員は、営利を目的とする

団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八号 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(参与会)

第十九号 研究所に、参与会を置く。

2 参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることが出来る。

4 参与会は、参与十五人以内で組織する。

5 参与は、研究所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

7 参与は、再任されることが出来る。

(職員任命)

第二十号 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員地位)

第二十一号 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十二号 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

二 アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する、文献その他の資料により調査研究を行ない、又は現地調査を行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 研究所は、第一項の業務を妨げない範囲内において、アジア地域以外の地域の経済及びこれに関連する諸事情について調査研究を行ない、並びにその成果を普及することができる。

第四章 財務及び会計

第二十三条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算) 第二十四条 研究所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよ

うとするときも、同様とする。

(決算)

第二十五条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで

(貸借対照表、損益計算書及び決算報告書)

第二十六条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の送付)

第二十七条 研究所は、第二十四条又は前条に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支計算に関する書類又は貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理) 第二十八条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十九条 研究所は、通商産業大

る団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

臣の認可を受けて、短期借入金をする事ができる。

2 前項の規定による短期借入金
は、当該事業年度内に償還しな
ければならない。ただし、資金の不
足のため償還することができない
ときは、その償還することができ
ない金額に限り、通商産業大臣の
認可を受けて、これを借り換える
ことができる。

3 前項ただし書の規定により借り
換えた短期借入金は、一年以内に
償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 研究所は、業務上の余裕
金については、銀行への預金若し
くは郵便貯金又は信託会社若し
は信託業務を行なう銀行への金銭
信託にするほか、これを他に運用
してはならない。

(財産の処分等の制限)

第三十一条 研究所は、通商産業省
令で定める重要な財産を譲渡し、
又は担保に供しようとするとき
は、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。

(役員)の給与及び退職手当の支給
(の基準)

第三十二条 研究所は、その役員に
対する給与及び退職手当の支給の
基準を定めようとするときは、通
商産業大臣の承認を受けなければ
ならない。これを変更しようとし
るときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十三条 この法律及びこれに基
づく命令に規定するもののほか、
研究所の財務及び会計に關し必要

な事項は、通商産業省令で定め
る。

第五章 監督

(監督)

第三十四条 研究所は、通商産業大
臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施
行するため必要があると認めると
きは、研究所に対して、その業務
に關し監督上必要な命令をする
ことができる。

(報告及び検査)

第三十五条 通商産業大臣は、この
法律を施行するため必要があると
認めるときは、研究所に対して、そ
の業務に關し報告をさせ、又はそ
の職員に、研究所の事務所に立ち
入り、帳簿、書類その他の必要な
物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

第六章 雑則

(出資者原簿)

第三十六条 研究所は、出資者原簿
を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者につ
いて次の事項を記載しなければな
らない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年
月日
三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を
求めることができる。

(解散)

第三十七条 研究所は、解散した場
合において、その債務を弁済して
なお残余財産があるときは、これ
を各出資者に対し、その出資額に
応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分
配することができる額は、その出
資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、
研究所の解散については、別に法
律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 通商産業大臣は、次の
場合には、あらかじめ大蔵大臣に
協議しなければならない。

一 第二十四条、第二十九条第一
項若しくは第二項又は第三十一
条の認可をしようとするとき。
二 第二十六条又は第三十二条の
承認をしようとするとき。
三 第三十一条又は第三十三条の
通商産業省令を定めようとする
とき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十九条 第三十五条第一項の規
定による報告をせず、若しくは虚
偽の報告をし、又は同項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避した場合には、その違反行為
をした研究所の役員又は職員は、
三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する
場合には、その違反行為をした研
究所の役員又は職員は、三万円以
下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣
の認可又は承認を受けなければ

ならない場合において、その認
可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の政令に違反し
て登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項及び第三項
に規定する業務以外の業務を行
なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業
務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の命令に違
反したとき。

第四十一条 第九条の規定に違反し
た者は、一万円以下の過料に処す
る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。

(研究所の設立)

第二条 通商産業大臣は、研究所の
会長、所長又は監事となるべき者
を指名する。

2 前項の規定により指名された会
長、所長又は監事となるべき者
は、研究所の成立の時において、
この法律の規定により、それぞれ
会長、所長又は監事に任命された
ものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員
を命じて、研究所の設立に關する
事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、
通商産業大臣の認可を受けなけれ
ばならない。

第四条 設立委員は、前条第二項の
認可を受けたときは、政府以外の
者に対し研究所に対する出資を募
集しなければならない。

2 設立委員は、前項の募集が終わ

つたときは、通商産業大臣に対し
設立の認可を申請しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の
認可を受けたときは、政府及び出
資の募集に応じた政府以外の者に
対し、出資金の払込みを求めなけ
ればならない。

2 設立委員は、出資金の払込みが
あつた日において、その事務を附
則第二条第一項の規定により指名
された会長となるべき者に引き継
がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定に
より指名された会長となるべき者
は、前条第二項の事務の引継ぎを
受けたときは、遅滞なく、政令で
定めるところにより、設立の登記
をしなければならない。

第七条 研究所は、設立の登記をす
ることによつて成立する。

(財団法人アジア経済研究所から
の引継ぎ)

第八条 昭和三十三年十二月十九日
に設立された財団法人アジア経済
研究所(以下この条において「財
団法人アジア経済研究所」とい
う。)は、寄附行為で定めるところ
により、設立委員に対して、研
究所においてその一切の権利及び
義務を承継すべき旨を申し出るこ
とができる。

2 設立委員は、前項の規定による
申出があつたときは、遅滞なく、
通商産業大臣の認可を申請しなけ
ればならない。

3 前項の認可があつたときは、財
団法人アジア経済研究所の一切の
権利及び義務は、研究所の成立の

時において研究所に承継されるものとし、財団法人アジア経済研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人アジア経済研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現にアジア経済研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 研究所の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十四条中「毎事業年度開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に、「アジア経済研究所」を、「理化学研究所法」の下に「アジア経済研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に、「アジア経済研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「及び日本観光協会」を、「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本観光協会」を、「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十号の次に次の一号を加える。
十の二 アジア経済研究所に関すること。

理由

アジア地域等の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するため、これらの地域の経済及びこれに関連する諸事情の調査研究等を行なう機関としてアジア経済研究所を設立し、その組織、業務、財務及び会計等に関

し定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。
2 この法律で「ボイラー」とは、もっぱら蒸気を生じ、又は水温を上昇するために使用するボイラーであつて、通商産業省令で定めるところにより算定した伝熱面積が五十平方メートル以上のものをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含むものとする。

第二条中「(もっぱら蒸気を生じ、又は水温を上昇するために使用するボイラーをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含む。以下同じ。)」を削る。

附則第二項を次のように改める。
2 この法律は、昭和三十八年十月三十一日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の有効期間を昭和三十八年十月三十一日まで延長するとともに、小型ボイラーを同法の適用対象から除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 まず趣旨の説明を聴取することにいたしました。原田政務次官。

○原田(憲)政府委員 たいま議題となりました滅失鉄業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

滅失鉄業原簿調製等臨時措置法は、戦災によって旧九州地方鉄山局及び旧東北地方鉄山局にありました鉄業原簿、鉄業に関する願書、登録申請書並びに鉄区図等が滅失し、鉄業に関する権利関係が不明確となつておりましたのを明確にするために昭和二十五年五月二十六日に制定されたものであります。が、今般滅失鉄業原簿等の調製及び関連事務手続が完了いたしましたので、ここに、この法律を廃止する法律案を提出いたします次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。次にたいま議題となりましたアジア経済研究所法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

最近のわが国経済が、高度の成長率を維持しつつ、かつ安定した発展をたどっていることは御存じの通りであります。その基礎には、官民一体となつての輸出努力による貿易の順調な拡大が存することは申すまでもありません。政府といたしましては、今後とも海外依存度の高いわが国経済を、長期にわたつて拡大発展させるため、貿易拡大のための諸施策の実施に引き続き努力する所存であります。

ところで、最近における貿易自由化の傾向と特に欧州に顕著な地域化の動向のもとにあつて、わが国の貿易を拡大するためには、低開発地域、ことにわが国と地理的にも歴史的にも関係の深いアジア諸地域の経済開発への協力を促進することによつて、これらの地域との経済交流の拡大をはかることが特に必要であります。このためには、低開発地域の経済、なかならずアジア地域の経済に関する十分な判断資料が不可欠であります。しかるにわが国におきましては、これら地域の経済に関して適切な判断を下すための基礎的かつ総合的な研究資料は整備されておらず、そのため、アジア地域に対する貿易の拡大あるいは経済協力の促進に当つては、従来から幾多の不便を感じておりました。

かかる情勢にかんがみ、とりあえず、財界、学界等各界からの要望に基づいて、一昨年十二月十九日財団法人としてアジア経済研究所を発足させ、同研究所に対して補助金委託費を交付し、調査研究の業務を実施させて参りました。今回、わが国におけるアジア経済研究の中心機関として長期的調査研究体制を確立し、その内容を拡充強

化するため、同研究所を發展的に解消して政府が強力に援助する体制を整えるとともに、民間の出資をも認め、政府の監督する特殊法人とすることとした。

この法案は、以上の経緯及び趣旨に従いまして、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もってこれら地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的といたしましてアジア経済研究所を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、アジア経済研究所の資本金は、政府及び政府以外のものからの出資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所の設立の際一億円を出資することにいたしました。

第二に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととし、会長、所長及び監事は通商産業大臣が任命し、理事は会長が任命することといたしております。なお研究所の行なう業務は広範囲であり、その調査研究は適正妥当なものであることが要望されますので、参与会を設け、広く学識経験者の意見を取り入れるようにいたしました。

第三に、研究所の行なう業務であります。アジア経済研究所設立の目的に従いましてアジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に關して、資料の収集、調査研究、現地調査及びそれら調査研究成果の普及等の業務を行なわせるとともに、必要に応じ、アジア地域以外の地域たとえばアフリカ、中南

米等についても調査研究及びその成果の普及等の業務も行なわせることといたしております。

第四に、研究所の財務及び会計であります。研究の事業計画、資金計画、収支予算等につきましては、通商産業大臣の認可または承認を要することとしておりますが、これは研究所の業務の公共性によるほか、研究所の特種法人としての性格上、政府以外の投資者の発言権が認められないため、通商産業大臣がこれらの者にかわり研究所の財務及び会計に關与する必要があること等の理由によるものであります。また、利益を生じた場合、これを配当することなく積み立てることとし、本研究所が営利を目的とするものでないことを明らかにすることにいたしました。

第五に、研究所は、通商産業大臣の監督を受け、通商産業大臣は、研究所に対して監督上必要な命令をなし、または報告を徴し、職員をして立ち入り検査ができることといたしました。最後に、研究所の設立に關する事務は、通商産業大臣が任命する設立委員に処理させることといたしますが、設立にあたりまして財団法人アジア経済研究所の一切の権利義務を包括承継できることといたしまして、従来から行なってきた調査研究業務の継続に支障を来たさないようにいたしております。

なお、このほか研究所に対する課税を減免するため、各種税法の一部改正を行なひまして、研究所の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。以上、簡単にありますが、この法律案及びその要旨を御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。次に議題となりまして重油ポイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

重油ポイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律は、石炭鋳業の合理化臨時措置法が制定されました際、石炭と競合関係にある重油を使用するポイラーの設置を制限することに よつて、適正規模の需要を確保して石炭鋳業の合理化達成に寄与するため、昭和三十年に制定されたものであります。

自來五周年、石炭業界はその合理化のために努力を傾注いたして参りましたが、その間経済情勢の変動等の事情もあつて、必ずしも十分には所期の目的を達成し得ないうらみがありまして、しかしながら石炭鋳業のわが国経済に占める重要性よりいたしまして、その合理化はこれを早急に達成すべき問題であると考えております。

今般、石炭鋳業合理化臨時措置法の一部を改正いたしました。石炭鋳業の生産、流通両面にわたる合理化をさらに強力に推進して、昭和三十八年度には、競合エネルギーである重油と十分に対抗し得る態勢を整備することといたしました。このためには、さらに一定規模の石炭需要を確保する必要があると見られて、今回本法の期限をさらに三年間延長することとした次第であります。

なお本法の延長にあたりましては、石炭鋳業の合理化の達成の障害とならない範囲内におきまして、小型ポイ

ラーを本法の規制対象から除外することとして、中小企業の合理化、近代化に配慮いたしますとともに、三年後に自然失効する形式を採用することといたしました次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第でございます。○中村委員長 引き続き質疑に入りま

す。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。松平忠久君。○松平委員 アジアの経済を本格的に研究するといふので、今度今度であつた研究所を特殊法人とするといふことについて、若干の質問をしたと思つて、先般二月十七日であつたらうと思つて、先般、中共側の新華社電におきまして、このアジアの経済研究所が、これはかなり問題の研究所であるといふことでこれを取り上げて、相当こつびどくやつつけておるわけでありまして、政府はこの事実を御承知ですか。

○松尾(憲)政府委員 実は勉強不十分でございます。私自身まだ見ていないのであります。さつそく調べまして、勉強したいと思つて。○松平委員 それでは、香港の新聞にこれを取り上げて、やはりにぎわしておる、そういう事実は御承知でございますか。

○松尾(憲)政府委員 はなはだ不勉強であります。承知いたしております。○松平委員 前に満鉄に、東亜経済研究所といつたかな、そういうものがあつたわけでありまして、そういうものが資本をバックにしまして、極東におけるかなりの研究といふことをしたわけでありまして、これもそれと似たよ

うなものではないか、つまり日本のかつての侵略政策のお先棒をかついだ研究所、そういう考え方が、今度のこの法案にも現われておるのではないか、こつこつに言つておるわけであり

ますが、政府はこのアジア経済研究所の考え方は、かつての満鉄における経済研究所のような、そういうふうな考え方で、国策の一つの手段としてこれを活用しよう、こつこつお考えなんですか。

○松尾(憲)政府委員 昔の満鉄の調査部、あるいはその当時の財団法人東亜研究所がありましたが、今日の時代と、すつかり違つた時代と今日の時代と、先般も御存じの通り御説明を申しましたように、当アジア経済研究所の業務は、アジア諸国との平和的かつ対等な立場での貿易の拡大なり、経済協力の促進をはかることを究極の目的としておるものであります。昔の類似の調査機関とはその目的とするところは根本的に違つておる、こつこつに考えます。

○松平委員 それはさうあつてしかるべきだと思つておるのですが、当時、日本の調査研究機関といふものが研究したのもかなりあると思つておる。そういうものはあつたらうに散逸しておる。国外へもかなり持つていかれただらうと思つておる。このアジア経済研究所の普通法人の現在のこの機関といふものは、自分の業務の一つとして外国へ持つていかれた日本の調査資料といふものの返還を求めるといふことを言つておるわけですか。そういうことは一体可能ですか、どうですか。

○松尾(憲)政府委員 先般も提案理由で御説明されましたように、確かに

戦前における調査機関のいろいろ調査したもので若干残っており、また現在政府機関あるいはその他民間の機関にも調査資料が残っております。そういうものをまず最初にこのアジア経済研究所が中心になりまして集めまして、その足らぬところを現地へ行つて調べるといふような実際の業務の、調査のやり方をするといふふうに考へておるわけであり、今先生御指摘のように、過去の機関の研究調査の資料が海外に流れておる、そのうちでももちろん利用できるものがあり、それを利用したい、こういうふうに考へております。

○松平委員 その外国へ持つていかれた日本の満鉄、東亜研究所などの貴重な資料を調査し、その返還を要請する、こういうことなんだが、その返還を要請するのは金で買つてくるのですか、それとも無償で相手に對して返還を求めるといふことであるのですか。

○松尾(泰)政府委員 そのときどきの事情にもよりますが、われわれといたしましてはできるだけ費用のかからない方法でお願いして利用したい、こういうふうに考へております。

○松平委員 結局それではただで持つてくるということではできないだろうと思つて、戦争も終わつておつて、その当時の責任の問題がすべて解決しているという状態にある。そういうものの返還を求めるといふことであるから、この返還といふことはすでにおかしいのじゃないか。そういう散逸したものを集めるのならいいけれども、いかにこつちに権利があるように返還を要請するといふことをいつておる。

もし返還を要請するといふことでないとするならば、これは何か金で買つてくるということになるけれども、その予算なんかはできておりましたか。

○松尾(泰)政府委員 今先生御指摘の文言は、アジア経済研究所の案内書に書かれておる文句だと思つて、ありますが、ちよつと表現の不適當な箇所もあるかと思つてあります。この返還を要請するといふより、な言は、若干私も表現が不適當かと思つて、若干すけれども、先ほどから申しますように、できるだけ費用のかからぬ方法でお願いをして資料を集めるといふ趣旨でございます。若干金のかかる場合もあろうかと思つて、その費用も三十四年度予算では千二百万円程度資料購入費が予定されておるもので、その範囲内でできるだけ資料を集めたい、こういうふうに思つております。

○松平委員 今までの予算を見ると、そういう資料を購入するのに千二百万円ばかりかかるといふことであるが、国内で何か買集めるといふ費用が九百万円で、外国のものを買つてくるといふのが三百万円しかない。これはおかしな感じがしないかと思つた。アジア経済研究所というならば、むしろ外国の資料をよけいに集めるといふことにしなければならぬと思つたが、それでなくて国内の資料に三倍も金を使つて、外国の資料を集める経費は三分の一しかないといふことは、これは一体どうしたわけですか。

○松尾(泰)政府委員 今千二百万円の内訳が九百万と三百万に画然と分かれておるといふふうなお話でございますが、実際は一括されておりました、別段分かれておりませんので、

われわれとしてはこの千二百万円の範囲内において、国外の資料を最も適當に収集する、こういうふうに考へております。

○松平委員 それではこの案内書に書いてあることはさうですか。

○松尾(泰)政府委員 確かにこの案内書の中には、今先生御指摘のようなき方になっておりますが、これは少し正確ではないといふふうに考へております。運用といつたしましては両方合わせて運用するといふふうに建前としては考へておられます。こういう画然たる區別をわれわれとしてはつけておられません。研究所としてはこういふ書き方をいたしましたものと考へますが、予算の建前といたしましてはこういふはつきりした格好になっておられませんので、もしこのような方法で動かされておるといふことになれば、われわれも少し調べてみたい、こう思つておられます。

○松平委員 この研究所に対する監督権といふのはどの程度あるのですか。それは、一括予算を渡すからあとはお前の方で勝手に使え、こういうことであるのか、あるいは政府がある程度の指示権を持つておるのか、その点はどうですか。

○松尾(泰)政府委員 こういう調査機関の性格をいたしまして、一般的には、同じ政府の出資した機関でありまして、われわれとしてはあまりこまかな監督をできるだけ避けて、この調査機関の自主的な運営にまかせるといふのがよからうといふふうな考へ方をとつておるものであります。しかし大部分の業務の内容が補助金に依存をいたします関係で、その補助金を要求したときのいきさつなり内訳なりというも

のによりまして、若干の拘束もあると思つておられます。従いまして、その法律の趣旨に反しない限りにおきましては、こまかな監督をいたすことは差し控えるべきであらうと思つておられますが、あまりその趣旨に反するといふものならば、やはり必要な監督はしていくべきではないかといふふうに考へておられます。それは事業計画なり資金計画なりの面でも、政府の補助金との調整といふものは十分にできますので、その範囲内において最小限度必要な監督をいたしたい、こういうふうに考へておられます。

○松平委員 それでは、資料の収集に国内に非常に金を使つて、国外に少ないといふような研究所のやり方、今までのやり方がさうである、それは一つあなたの方で直していくといふことをただいまおつしやつておつたが、その点については今後どういふふうにやつていこうとするお考えであるか、それをお伺いしたい。

○松尾(泰)政府委員 先ほど申し上げた通りであります。研究所の設立早々でもありましたし、こういう機関の設立の初期の段階におきましては、どうしても国内的な調査資料の収集というところが、スタートとしては順序になるという点も御了解願えると思つておられます。従いまして、資料の収集にしましては、国外の方がもちろん重点ではございますが、設立早々初期の段階におきましては、やはり国内でまず散逸しておる資料を収集するといふことに、やはり重点を置かれなければならぬといふことも御了解願えるかと思つておられます。その意味で、三十四年度財団法人時代におきまして

も、あるいは本年度、三十五年度の正式にアジア経済研究所になりましたので、第一年度の段階におきましては、国内の資料収集といふものが若干多い部分を占めるのではないかと、いふふうに考へますが、原則として、国外の方に重点を置きたいといふふうに考へておられます。

○松平委員 今までのこの研究所の研究した成果といふものは、どういふ工合に利用されておるのか。これは公表されておるものもあるだろうと思つて、どういふような出版によつて公表され、かつ利用されておるのか、そういうことをお伺いしたい。

○松尾(泰)政府委員 実は、まだ財団法人が設立をいたしましたから早々でありますので、まだ何と申しますか、調査の途中の段階にあるものが大部分でありまして、世に発表されたものは比較的まだ少ないのであります。調査月報を出しておまして、それに調査内容は発表いたしております。

○松平委員 月報を出したり、それから四月月に一度ずつ各季の報告を出すといふようなことがあるわけですが、それは現在出ておりますか、月報なり、あるいは季刊報といふものは、

○松尾(泰)政府委員 資料月報といふものを出してあります。先生お持ちの案内書の八ページをごらん願いたいのであります。その中のインド班のところの経営代理制度の実態、インドネシアのところの流通機構及び金融組織といふものは出版をいたしておるのであります。そのほか、いわゆる資料月報といふものを出しておるのであります。

○松平委員 先生お持ちの案内書の八ページをごらん願いたいのであります。その中のインド班のところの経営代理制度の実態、インドネシアのところの流通機構及び金融組織といふものは出版をいたしておるのであります。そのほか、いわゆる資料月報といふものを出しておるのであります。

○松平委員 先生お持ちの案内書の八ページをごらん願いたいのであります。その中のインド班のところの経営代理制度の実態、インドネシアのところの流通機構及び金融組織といふものは出版をいたしておるのであります。そのほか、いわゆる資料月報といふものを出しておるのであります。

○松平委員 先生お持ちの案内書の八ページをごらん願いたいのであります。その中のインド班のところの経営代理制度の実態、インドネシアのところの流通機構及び金融組織といふものは出版をいたしておるのであります。そのほか、いわゆる資料月報といふものを出しておるのであります。

○松平委員 この案内書によりまして、資料の英文の報告書を出すということになっておるようであります。この英語の報告書というものは、どういふ必要で出すんですか。

○松尾(泰)政府委員 英語の方は、まだ実はやっておりませんが、こういう調査の性格上、やはり英文にいたしまして、海外にも広く御利用願うのがよからうというだけのことです。ですから国内で使うということが、もちろん先決というふうに考えております。

○松平委員 国内で使うことが先決であることはもちろんであります。英語はどうか。海外で使う必要はないですか。海外で使うというものは、海外の人が便利になるというものはありましようか、これは日本の機関で、日本の予算をもって運営をされておる機関であると思う。そういうものが、外国人のために便利になるような報告書をどうして出すんですか。

○松尾(泰)政府委員 調査の主要地域が東南アジアでございますし、調査をする段階におきまして、それぞれの調査の結果を交換するというふうな場合もありますし、また双方の調査を東南アジアの諸国に披露するということも、双方の経済提携にとって非常に有益でありますので、要するに外国語の版も必要に応じて出さう、こういう考えであります。

○松平委員 そうすると情報の交換をやるというふうな考えもあるわけですね。そういうことは業務の中にもございますか、これは日本の一般の民間の者が資料を見て、経済活動をする便を得たいというのであろうと思つて、日本人以外の者がこれを利用して

しようと思つて、それは勝手だろろうと思う。翻訳するのだったら向こうが翻訳すればいい、それを日本の機関がわざわざ英文に翻訳して、そういう人たちに配る義務があるのですか。

○松尾(泰)政府委員 そういう義務はもちろんないわけですが、研究所が漸次充実するに従いまして、そういうことも出す方がいいのではないかと、これを差しおきまして英訳をやるというふうな考え方はどうもいたしておりません。

○松平委員 充実するために英文の報告書を出す方がいい、こういうお話なんですが、何の目的で出すのですか、英文の報告書はこういう目的で出すのですか。

○松尾(泰)政府委員 調査をいたしましたその内容が、インドネシアであるとか、インドであるとか、要するに東南アジアであるわけでありまして、もちろん主体はわれわれ日本側で利用するということではございますが、彼らもまた関心を持っておるわけでありまして、必要に応じてそれを利用させるということも経済協力の一環ではなからうかというふうに考えております。

○松平委員 必要に応じて出すなら話にはわかるのです。どの調査については必要だからといって出すなら話はわかる。ところが定期的に出す理由はどこにあるかというので、そういう必要がどこにあるかというので聞いておるわけです。

上げましたように、必要に応じてやるというつもりなんでありまして。その必要に応じてやるようなことになれば、もちろんいいかと思つて、さしあたりは急いそこまで行かぬじやないか、あるいはこの案内書の中に、そういう表現をいたしてありますれば、その点は必要に応じてという工合にお考えを願いたいと思つております。

○松平委員 この計画によりまして、和文は月刊で出す、英文は季刊で出す、季刊というのは四カ月に一ぺんなんです。そういう計画になっておるので、必要に応じて出すなら何も定期的に出す必要はないのであつて、そのテーマ、テーマによつて出せばいいと私は思つたのだが、一体そういうような計画をさせておいていいのですか、和文は月刊で出してよろしい、英文は季刊で出す、そういうふうな英文の出版物を、この機関がどうしてやる必要があるかというのを伺つておるわけであるかというのを伺つておるわけであるか、あなたの今の答弁は、それをよく理解しておらないようなんです。必要に応じて出すならいいが、不必要なものを出すから私はいかぬと言つておる。その計画はやめさせたらどうなんですか。

○松尾(泰)政府委員 まだ英文の方は発行いたしてありませんので、今もお答えを申し上げましたように、必要に応じてやるべき性格のものだと思つておられます。まだこれは出しておられますので、今後出す場合には、そういう趣旨で一つ指導したいと思つております。

○松平委員 アジア経済研究所とありますが、このアジアという範囲はどこまでですか。どこからどこまで入っているのですか。

○松尾(泰)政府委員 いわゆる地理上の

のアジアを見ておるようでありまして、従つて、その範囲はウラル山脈、それからカスピ海、コーカサス、黒海、ダーダネルス海峡、ボスポルス海峡、地中海まで、これが西側ヨーロッパとの境界であります。それから、アフリカとの境界は、現在はスエズ、紅海を結ぶ線でありまして、その線からこちら側を一応考えております。

○松平委員 そうすると、シベリアとか中共もむろん含まれておるわけですか。

○松尾(泰)政府委員 さようでございませぬ。

○松平委員 そこで伺つたいのは、中国関係の経済の調査をしたり、その資料を集めるということ、中共も含めて、それぞれの地域に短期に人を派遣する、そういうような計画があるわけですが、それは本年度はどういうふうな計画になっておられますか。

○松尾(泰)政府委員 中共に対しまして、そういう人を派遣して調査ができるような時期になりますれば調査をいたしたいというふうに考えておりますが、さしあたるのころは、中共との関係が御存じのような関係でございまして、三十五年度の計画でございますので、一応中共を対象に考えておられます。

○松平委員 今のお話だと、三十五年度は御存じのような状況であるから中共は含んでない、こういうお答えですか。

○松尾(泰)政府委員 私が申し上げましたのは、向こうへ参りました。そういう調査の意味でありまして、もちろん内地におきまして必要な資料を取集してやる調査は、中共につきましても含めて考えております。

○松平委員 中共については、こういう国家機関ともいふべき特殊法人の調査人員というものが、一体行って調査をしたり資料を集めたりすることは可能であるかどうか、それはお考えになつておられますか。

○松尾(泰)政府委員 中共のみならず共産圏一般につきましては、在外公館のようなもの、それから民間的な機関の調査の難易につきましては、前者の方がやさしい、民間的な機関におきましては非常にやりにくいといふことも十分承知をいたしておられます。たとへば、ジェトロのいたしたいろいろな市場調査にいたしまして、同様のことが言えるのであります。が、われわれが言つておることは、今度のアジア経済研究所は、いわば大部分が政府出資でありまして、いわば半官半民というふうなものでありますので、在外公館がいたした調査でできるものは、もちろんそれはいわゆる調査ですが、そもそもこの調査機関の設置されましたのは、基礎的な総合的な調査であつて、いわゆる在外公館のやる調査とおもむきを異にしておられます。またジェトロの調査も性格を異にいたして、市場調査とも性格を異にいたして、おられますので、若干の困難性はもちろんです。若千の困難性はもちろんです。若千の困難性はもちろんです。若千の困難性はもちろんです。

○松平委員 アジア地域において、いろいろな日本の民間側の調査研究機関もあつておると思つておる。その中で政府から補助金をもらつておる研究所というものは、アジア経済研究所のほかはどういうものがございますか。

○松尾(泰)政府委員 ただいまのところ補助金をもらっておる他の調査機関といいますが、ちょっと資料が整ってありませんので、もう少し調べました上でお答えしたいと思います。

○松平委員 それはきわめて不勉強じゃないかと思うのです。同じ政府の中で、これだけの基金も出し、運営費も出してやるものを作って総合的に研究していき、こういう考え方で、ある。一方において、なおほかに政府の補助金なり何なりをもらっておる研究所があるとするならば、これはどうも統一的な考え方に相反するのではないかと思うのだが、それをなおかつ政府当局が知らぬというのはおかしいと思うのだが。これは至急調べてもらいたいのだが、いつわかりますか。

○松尾(泰)政府委員 この基礎的な、総合的な調査機関としては、補助金をもらっている調査機関は本機関のほかにはないわけでありまして、先生のお尋ねはそうじゃないかというお尋ねかと思はれます。ちょっと今のところ調査が十分でございませんで、早急に調べましてお答えいたします。

○松平委員 それじゃ私から申し上げますと、現在中国研究所というのがあつて、主として中共のことについていろいろ研究をして、いろいろな資料を出しておる。この中国研究所は民間学術研究機関としての補助金を受けておるし、また科学研究費というものの中からも補助金を百二十万円受けておるし、アジア地域における社会経済構造の研究ということで、資料購入費その他について百五十万円の補助金を

受けておる。合計しましてやっぱり五百万円程度の補助金を受けておるわけでありまして、こういうものが一方にあって、これとあなたの方のアジア経済研究所というものは一体どういうふうになるか、どうおかしいと思うんですが、これはやはり研究会なり何なりを開いてやるということでは、予算をただばらばらに使用してしまふというだけでは、これについてはどういふふうにお考えですか。

○松尾(泰)政府委員 お説の通り各種の政府機関ももちろんあろうかと思はれます。従いましてこの法律の第一条の目的にもありますように、このアジア経済研究所は基礎的かつ総合的な調査研究を行なうというのがその特色であるわけでありまして、従いましてその他のいろいろな研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をすることというふうにしていくわけでありまして、決して同じような調査をいろいろな機関でやるといふふうには考えておりません。そのために調査機関の間の協議会というふうなものも持ちまして、十分その調査の結果を互いに交換をしまして、調査がダブルにならないようにしていくというふうな考えでおるわけでありまして、要はそれぞれの立場からいろいろな研究なり調査なりがいたされまふのを、ここで収集をして総合化するといふふうな考えでおるわけでありまして。

○松平委員 アジア経済研究所は、その範圍の中に中共も入つておるのです

が、中国の研究については今まで補助金をもらってやっておつたのは中国研究所だけなんです。そこでこの二つは何か調査の上において常時協議をするとか、あるいはこういうテーマについて共同研究をするとか、あるいは委託をするとか、そういうふうなことはございましてはどうか。

○松尾(泰)政府委員 これまでの財団法人の段階におきましては、まだ人員も非常に不足でございまして、中国の研究にまで手が回っておりません。従いましてこれまでのところは中国研究所とは連絡をしたことはいないようございまして、今後充実するにつれて、この中国研究所とも十分連絡をいたしたい、こう思はれます。

○松平委員 昭和三十四年にはあるように思ふのですが、それはここにやはり中国の財政構造についてというのに対して中国総合研究所にこれを委託すると書いてある。あなたの言つておられるのは、まだ手が回らないと言つておられるけれども、報告には書いてあります。もうすでにここに委託したことを……あなたの答弁は間違つておられますから訂正して下さい。

○松尾(泰)政府委員 三十四年度の個人研究といふのは委託調査でありまして、委託調査におきましては中国総合研究所の関戸氏に中国の財政構造というので調査を委託いたしておりました。その意味において私、先ほど申し上げましたのは間違つておりますので訂正させていただきます。

○松平委員 今度お伺ひしたいのは、この中に東南アジアのエネルギー資源とその利用度に関する研究というものを、

を、経済企画庁の海外調査課長という人に委託をしておるわけですが、政府の機関にこれを委託しておる。これはどうでしょうか。内田次官、こういうことはいいのですか。

○内田(常)政府委員 政府の機関に委託をしたのはなしに、その知識研究をいたしておる個人に調査を委託したのであります。ことに従来は財団法人であるアジア経済研究所がやっておつたものであります。今度政府機関になりますと、政府機関の運営につきまして、政府機関との連絡あるいはそれがたゞ個人でありまして、さういふ研究をいかに使つかうかということを見地から考えて参らなければならぬと思つておられます。

○松平委員 そこで個人と公人とどういふふうな区別があるか知らぬが、そういう研究を委託された政府の公務員は、これは公務以外の時間をそれにさいしてやる、こういうことにならなければならぬと思ふのですがね。結局、委託を受ければ同じことで、たとえば海外調査課長は自分の部下を使つてそれで調査をするということに私はなるだろうと思ふのです。そういう海外調査課長が固有の職務の上において権限を持つてやるのと、今度はこのアジア経済研究所の委託を受けてやつた場合には区別がつかなくなると思ふのだがね。それは一体どうやってやらせるつもりですか。

○内田(常)政府委員 これは今回の法律の成立によりまして政府の特殊機関になりますと、松平君のおっしゃるような問題につきましてこれは考えて参らなければならぬと思はれますが、今ま

ではこれは財団法人でありまして、調査を委託されたその公務員におきましても、公務員法においてそれを特に禁止する規定もございませぬし、かつまた経済企画庁というものが通産省とか運輸省とかいう行政官庁と違ひまして、調査研究を特に目的とする役所でありましたために、その間の関係が通産省の役人が委託を受けて調査するという場合と、おのずから趣が違つておつたと思はれます。しかし公務員には相違はございませぬので、今申ししますように、アジア経済研究所が政府機関になりました場合には、その問題につきましてさらによく考えて参らなければならぬと思はれます。

○松平委員 どういふふうにお考えになつていくつもりです。今までの場合と、今度は特殊法人になつた場合は違ふといふことを今言われたが、どういふふうにしてそういう政府機関に調査について協力していくかということ、一体どういふふうにおやりになるつもりなんです、時間やその他について……

○内田(常)政府委員 政府機関となりましてアジア経済研究所が特に従来調査を委託しておりました個人の調査能力を非常に欲する場合には、私はその公務員は今度はアジア経済研究所の研究員として任命がえをすべきであると思はれます。それでない場合には、先ほど申しましたように経済企画庁というものは調査研究の機能を持つておりまして、また経済企画庁そのものにも、経済研究所というふうなものもあつて、これは御承知の大川一司君が所長をやつておるのであります。経済企画庁とは有機的関連もあつて、

ものを——財産を譲り渡したまたは担保に供する場合には、通産大臣の認可になつておりますが、これを全部こまかい財産につぎましてまでも認可主義をとる必要はございません。そこで重要な財産の範囲をきめる通産省令、もう一つは同じような趣旨の財務会計に關しまして財務準則とか、あるいは貸借対照表の作成の方法とかいうようなごく手続的なことだけを省令できめるつもりであります、その他この機関の運営に關する重要な事項を、政令、省令にまかしておるものではございませぬ。

○松平委員 外務大臣に質問をしたいことが一つ残つておるわけですが、明日でも外務大臣の都合を聞いていただいて、一つ審議をしていただきたい。それを私は留保したいと思つておりますが、それによつて、きょうはこれで終わりにしたいと思います。
○中村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会